



三田一

誠恐謹言

御多忙に所撰り持
謁す願ふに所撰り為す
有らば事柄仕り多
故に愚申出方勝手
其の上矣

出の事の上仕り為る所
鹽山持借に美安上
即ち五箇一に結成事
情に有らば一人に有る
持借事に事柄仕り
美安出の事の上仕り借
物價之高直に才一限力
之類に金二百五十円隔
寸引上り下りト鹽坑一
妻善長古出續り有ら
年來非常に才也起
るら有一時不融通有来
が百の月三相成に持借
以し五ト申ふ事一 成生り
併し十百同力持借に美
り其の都合より一と
十才降下り宜く感激に
堪持見聞仕りし由
其方同位より他に都合

一財ノ見聞ニ至ル所ニ因シテ向
 人福ノ瀋山目下ノ暑荒
 一室ノ眞實ノ地方方一
 出シテ其ノ本年中半期
 法年并シ春ノ見立ニ既ニ
 其方同案ノ歩瀆ニ引レリ
 此旨又一節増額ノ布
 年ハ七十百同ハ此旨
 出シテ其ノ本年中半期
 法年并シ春ノ見立ニ既ニ
 其方同案ノ歩瀆ニ引レリ
 此旨又一節増額ノ布
 年ハ七十百同ハ此旨
 出シテ其ノ本年中半期
 法年并シ春ノ見立ニ既ニ
 其方同案ノ歩瀆ニ引レリ

閣下ニ参考ナリ為テ國家賦
 上ノ一端ヲ其ノ具上作リ
 一五上勤儉ノ聖慮ハ誠ニ
 下等ノト重々苟且是ヲ
 上ノ一端ヲ其ノ具上作
 一五上勤儉ノ聖慮ハ誠ニ
 下等ノト重々苟且是ヲ

ニ此等以上

爾等参考ノ為ノ國家財政
上ノ一端ヲ述ベ其上位ヲ決

一主上勤儉ノ聖慮ハ誠ニ存
ト等リト重キ苟モ是ヲ實際

ニ施カシテ活動セシムルノ法ヲ得
ザレバ一人ノ勤儉ニシテ其実

一活動セシムルトハ甲チ省セテ
乙チ興スベキヲ指

仁徳天皇ノ作山ノ池ヲ造リ
淡田ノ堤ヲ築クカ如ク賢明ナル

翁下是ヲ知り玉フベシ

一輿論ニ關セズ世評ヲ顧ミス
起業紙幣ト題セル紙幣其チ

力田ヲ増登スルニアリ而ソコレヲ以
テ大ニ地力ヲ盡シ物産ヲ旺盛セ

シムベシ

一金銀貨ト紙幣ノ權衡ヲ失
シタルハ紙幣發行ノ弊ニ非ス

コノ間タニ法律ヲ設ケテ實行
セザレバニヤルナラシ

一コノ紙幣ハ起業業上ニシテ實行シ
必スシモ他ニ用ヘサル者トスベシ

一明治十四年より二十四年迄十ケ年ヲ限
リトスベシ

コノ實行上ニ於テハ賤最モ愚考アリ
閣下御諮問マテハ賤一具上スベシ

石ハ失敬恐縮ヲ顧ミス撰

二眞上仕候誠恐頭首

カハ一人ノ勤儉ニシテ其実

國家尊重大ノ用ヲナスヘカラス

一活勳^{ホニ}セシムルトハ甲^{ホニ}者ニテ

乙ヲ興スニテリ猶

仁徳天皇ノ作山ノ池ヲ造リ

茨田ノ堤ヲ築クカ如シ賢明ニ

賞下是ヲ知リ玉フニシ

一輿論ニ關セズ世評ヲ顧ミス

起業紙幣ト題セル紙幣五千

万円ヲ増發スルニアリ而ソコレヲ以

テ大ニ地力ヲ盡シ物産ヲ旺盛セ

シムニ

一金銀他貨ト紙幣ノ權衡ヲ失

シタル紙幣^也發行ノ罪ニ非ス

コノ間タニ法律ヲ設ケテ実行

セケルニアルナリコノ間タニ法律ヲ設ケルト言
フハ未タ歐米若國ニ見ナルカ
如シ然レモ何ソ歐米ノニ學子ヲテモ必ス我ヨリ
殿未チナスニ

一タノ紙幣ハ起業上ニノニ実行シ

必スシモ他ニ用ヘサル者トスニ

一明治十四年ヨリ二十四年迄十ケ年ヲ限

リトスニ

コノ実行上ニ於テハ賤最モ愚考アリ

閣下御諮問マテハ賤一具上スニ

石ハ失敬恐縮ヲ顧ミズ猥

ニ具上仕候誠恐頭首ハ

持上

藤田一郎

正四位大隈重信殿閣下